

原告第3準備書面

平成23年8月26日

頭書事件に関し、平成23年7月25日付け「被告準備書面2」に対する反論、及び、原告の主張の補充を行う。

第1 被告準備書面2に対する反論

1 被告書面「前段」摘示事実の真実性の証明方法について

(1) 摘示事実の真実性の証明、被告の判例解釈の誤り

「名誉毀損事件における真実性の証明に関しては、重要な部分につき真実性の証明があれば足りる」として、被告が主張を展開する判例解釈には、重要な部分につき、明らかな誤りがある。

被告の例示する最高裁判決（昭和58年10月20日／民集140号177頁）は、「原審判決を正当と是認する」旨のものである。原審判決（大阪高裁、昭和55年09月26日／第33巻3号266頁）では、「真実性の証明は、適示された事実のうち重要でない枝葉の点に関して多少真実と合致しない点があっても、その重要な部分について真実で有ることが証明されれば足りると解される」とあると同時に、重要でない枝葉の点についても十分な真実性の検討がなされ、結果、枝葉の

部分が真実でないとしても、誤認に足る相当の理由が有り、かつ、重要な部分の真実性に影響がないことが十分に再確認されている。

そもそも上記判例は、ある「ひとつの摘示事実」の真実性の証明の際に、その摘示事実を構成している事実の中で重要な部分と枝葉の部分とに分けているものであって、「複数の名誉毀損の摘示事実」が個別に存在した場合に、それら各摘示事実の重要性の優劣を指しているのではない。

従って、上記判例は、被告主張に認められるような「放送番組の重要な部分」さえ真実性が認められれば、後は何でもよい（摘示事実の真実性の検討が不要）とでもいうような、加害者独自の身勝手な免責を許すものではないことは、明らかである。

元より、番組の重要な部分かどうかの判断は、視聴者の立場を以て慎重に検討されるべきものであり、他方、名誉毀損の摘示事実については、被害者の社会的信用を貶めたことが、既に重要な事実なのであって、番組の重要な部分であればもちろんのこと、たとえ番組上は些末な部分であったとしても、名誉毀損の事実には優劣の差異は無い。

これらの点につき、被告の「番組の重要な部分に関してのみ主張を展開する」という姿勢は、裏を返せば「自らが重要と考える部分以外は真実性の証明を必要としない（名誉毀損が無条件に許される）」という見解に等しく、当初、摘示事実の明示を原告に求めておきながら途中でそれらを見捨て、今般独自の展開を始めていることからみても、加害者としてあまりに傲慢な態度であり、公共の放送業者としての自浄力の欠如が明白である。

(2) 本件番組における名誉毀損の「摘示事実」

原告が掲げる本件番組の摘示事実は、先に別紙提出した、9つの項目、

01：導入/タイトル 「原告が行う戦没者遺骨収集において、フィリピン人の遺骨が大量に含まれている疑惑が有り、原告が行う戦没者遺骨収集事業には、“闇”がある」（疑惑の遺骨が有ることを断定し、疑惑の事実性を示唆）

02：アバタン村民男性① 「原告が遺骨を受け取る際、日本人のものかどうかを確認せずに、数だけ数えて受け取り、1体辺り500ペソ換算で、フィリピン人に大金を渡している。（遺骨を確認せずに買い取っている）」

03：新方式の紹介 「原告は、遺骨と引き換えに、労賃という名目で、フィリ

ピン人に遺骨1体辺りで換算した金銭を渡すという、従来に無い方法で遺骨収集をしている。」

04：ワンワン村での会合 「原告は、2日間に渡る原告と村民との会合で、村での遺骨の盗難事件について村民から相次ぎ非難されている。」(盗難遺骨が原告に渡っていることを強く示唆)

05：アバタン村民男性② 「原告が日本兵の遺骨であることの根拠にしている“宣誓供述書”は、事実に関係なく村長が一人で書いている、非常にいい加減なものである。」

06：アバタン村長 「原告が日本兵の遺骨であることの根拠にしている“宣誓供述書”は、村長が遺骨の発見状況等を確認せずに、全て一人で書いているものであり、2000体以上の遺骨を日本人のものとして不正に提出した。」

07：フィルム学芸員 「遺骨の鑑定を引き受けているフィルム氏は、遺骨鑑定ができない専門外の人物であり、フィルム氏の仕事は遺骨鑑定ではなく単に骨の数を数えることであり、日本兵のものかどうかの根拠は“宣誓供述書”だけである。」(原告の収集事業における遺骨鑑定は意味が無い)

08：まとめ、結論 「原告の行う遺骨収集は、形ばかりの鑑定と、いい加減な宣誓供述書に基づく非常に杜撰なものである。」「フィリピン人の遺骨が日本兵のものとして送還されているという疑惑は、疑いようのない事実である。」

09：原告インタビュー及び厚生労働省での鎌田発言 「原告は、フィリピン人の遺骨が混入することを容認し、盗難遺骨等、日本兵以外の骨が混じることに對して、開き直っている。」

及び、各摘示事実から総合的に視聴者に摘示された事実、

総合： 「原告の行う遺骨収集事業は、非常に杜撰なものである」「原告によって、フィリピン人の遺骨(盗難されたもの)が大量に日本に送還されている。」

以上、10項目である。

本件放送では、いずれの摘示事実も個別に独立して原告の名誉を著しく毀損しているとともに、かつ、それぞれの摘示事実が、相互に関連・補完関係にあつて、いずれかだけが重要で、その他が枝葉という質のものでは無い。

加えて、原告においては、上記以外にも本件番組には「事実と異なる事象」が

多数存在すると考えるが、それらは枝葉の事実として敢えて不問とし、本訴においては、特に重要で重大な名誉毀損の摘示事実のみ絞って提訴したことを念のため申し添えておく。

今般の被告の主張では、後段の「総合」の摘示事実のみ自論が展開され、またその真実性の証明に際して、上記項目 07～09、及び、番組内容とは全く別の事象から主張が述べられているが、言及が見られないその他の項目 01～06 については、いずれも既に被告に反論の余地がないものであり、真実でないことは明らかとなっていることから、平成 23 年 7 月 27 日の口頭弁論で被告が苦し紛れに述べたような「枝葉の事実であるから言及しなかった」という質のもので無いことは明らかである。

よって、権利の侵害を受けた本人から請求が有り、放送した事項が真実でないことが判明したのであるから、被告は放送法に法り、摘示事実 01～06 の事項について、即刻、「訂正放送」をすべきである。

2 被告書面「第 1」について。

「疑惑存在の摘示」は被告の詭弁 / 実際は「疑惑が事実であること」を摘示。

(1) 摘示事実 08 は、明らかな断定摘示である。

本件番組において、鎌田キャスターが「フィリピン人の遺骨が日本兵のものとして送還されているという疑惑。もはやそれは疑いようのない事実である」と発言していることは紛れもない事実であり、例え独白という形であろうと、仮に取材に対する動機や心情を表したもので有ったとしても、「疑惑は事実である」と断定表現した事実が変わりはない。この点につき、放送した事実は被告も認めているので、被告に弁明の余地は無い。一般視聴者の普通の注意と視聴の仕方を基準として番組内容を総合的に判断するまでも無く、放送された「言葉」は、それだけで「事実」であり、発言の理由や形を問わず、何人にも消すことは出来ない。

被告は、しきりに発言直後インタビューシーンへの動機だと強弁しているが、映像による放送は、新聞等の活字メディアと違って、録画等の特別な措置を講じない限り、前後の内容をゆっくり精査する間もなく、次々に流れる映像や音

や文字情報の中から視聴者はその時々判断をするものであるから、鎌田キャスターの感想は、そのまま視聴者にダイレクトに印象付けられ、番組その時点での摘示事実である。仮に、被告主張の通り次の取材への動機だったと視聴者が次のシーンに移ってから理解できたとしても、番組キャスターが「疑惑は、疑いようのない事実だと思った」という印象が消えることはないし、その後の放送内容にもおいても、その思いを覆すような事象は全く無いのであるから、当然、摘示された事実も消えることは無い。

他方、フィリピン取材後のまとめのナレーション「形ばかりの鑑定と、いい加減な宣誓供述書。3週間にわたる追跡から見えてきたのは、厳正であるべき遺骨収集の杜撰な実態だった。」との断定も、明らかな摘示事実である。こちらは、被告も否定していない。

(2) 視聴者を基準とした「摘示事実」

本件番組の全体的な構成とその主な内容は、

- ① 「フィリピンで発掘された日本兵のものとされる遺骨の中に、フィリピン人の遺骨が大量に含まれているという疑惑が、持ち上がっている」という事実を冒頭で提示。
- ② 疑惑を裏付けるフィリピン現地取材の事実を列挙。
 - 「ワンワン村での遺骨盗難事件」
 - 「ワンワン村の遺骨盗難を村民から非難される原告」
 - 「遺骨と引き換えに大金を手に入れた、アバタン村民男性」
 - 「宣誓供述書を一人で書いて 2000 体以上の遺骨を日本兵として提出した、アバタン村長」
 - 「食い違う数字の謎」と「ミンドロ島の遺骨盗難事件」
 - 「鑑定出来ない専門外の遺骨鑑定人」(順不同)等。
- ③ 取材の途中で原告を紹介「国から全面委託を受けてフィリピンで遺骨収集事業を行う民間団体」、「45 体から 7740 体へと激増する遺骨収集数実績」、「フィリピン人に遺骨収集を依頼し、集めた遺骨と引き換えにお金を支払うという新方式を取り入れた」
- ④ 現地取材のまとめで、「形ばかりの鑑定と、いい加減な宣誓供述書」
「追跡取材から見えてきたのは、遺骨収集の杜撰な実態だった。」と断定。

- ⑤ 番組キャスター発言「フィリピン人の遺骨が日本兵のものとして送還されているという疑惑。もはやそれは疑いようのない事実であると、私には思えました。」
- ⑥ 疑惑を裏付ける原告インタビュー「遺骨の混入を容認」
- ⑦ 疑惑を裏付ける厚生労働省インタビューと、番組キャスターの厚生労働省取材の感想「民間に丸投げする国は、責任を果たしていない。」等々である。

これらの内容は、全て疑惑を補完し裏付けるものであるから、次々と流れる映像と強調される文字・音声等で視聴した一般視聴者が、摘示された数々の事象を受けて、「疑惑が事実であるのは間違いない」と感じるのは、至って自然な流れである。

被告の主張は、製作者側の意図や、自らが注目する部分の説明に終始しており、番組全体の視聴者の心の動きや印象等の検証がなされていない。

よって、被告が公判陳述で述べる事由に関わらず、番組担当者本来の意図や思惑は、視聴者をして「フィリピンにおいて原告が行う戦没者遺骨収集事業では、大量にフィリピン人の遺骨が日本兵のものとして送還されている。」と認識させようとするものであると見るのが通常のとおりであり、一步下がって、たとえ陳述通りの意図や思惑であったとしても、結果的に視聴者に、本件番組で総合的に摘示された事実が「フィリピンにおいて原告が行う戦没者遺骨収集事業では、大量にフィリピン人の遺骨が日本兵のものとして送還されている。」というものであることは、明白である。

(3) 「疑惑存在の有無」の主張は、被告の詭弁である。

① 視聴者の興味と、視聴の流れ。

被告は、自らの「疑惑の摘示」に固執するあまり、疑惑が存在しているか否かについても視聴者の重大な関心事であると強弁をしているが、通常一般に、疑惑は、提示された時点から「疑惑」として存在するものであり、提示された後の視聴者の関心事は、「疑惑の真偽」に絞られるものである。

また、同様に、通常一般の社会通念として、「疑惑の裏付け」「疑惑の追跡」「疑惑の検証」と言えば、いずれも、疑惑が事実であるかどうかの「裏付け」「追跡」「検証」という意味であり、被告が述べるところの「疑いが存在する

か、否か」ということではない。

加えて、公共放送の代表的な存在であり、日本の大メディアである被告が、約 30 分もの時間をかけて、大々的に報道するものであるから、一般視聴者は、単に疑惑の内容のみに止まらず、果たしてその疑惑が真実であるかどうかの結果を期待して視聴するということは、誰でも容易に想像できることである。

事実、被告自身も本件番組の冒頭のアナウンスで、「(遺族たちの) 祈りの先にあるのは、果たして日本兵の遺骨なのか?」と、疑惑の真偽を問いかけてから、「戦没者遺骨収集の闇を追った」と追跡・検証を宣言しているから、本件番組が、疑惑の真偽の検証番組であると視聴者が判断することは、逃れようのない事実である。

更に、上記(2)で示した番組の構成と内容の通り、被告が本件番組で列挙した追跡取材の結果は、いずれも疑惑が事実であることの追及であるから、また、だからこそ番組キャスターは、現地取材の結果を見て「疑惑は疑いようのない事実である」と思えたのであろうし、視聴者も同様の感想を持つということは、番組視聴上の自然な流れであって、かつ、その後の付け足しのような、原告と厚生労働省への取材インタビューにおいても、放送された部分は、疑惑を肯定、或いは、補強する内容であるから、視聴者の興味・視点が「疑惑は事実である」或いは「大量混入の可能性が非常に高い」という点から大きく離れることはない。

従って、本件番組に対する視聴者の重大な関心事は、「疑惑の真偽」であり「疑惑が事実である可能性の高さ」である。被告の強弁する「疑惑が有るか無いか」では無い。

② 本件放送の影響

本件放送を受けて、厚生労働省は、即時、フィリピンにおける遺骨収集事業の一時中断を決定し、遺骨混入の真偽についての調査を行っている。また平成 23 年度の千鳥ヶ淵戦没者墓苑拝礼式では、疑惑の調査中で有るため、フィリピンからの帰還遺骨は納骨が見合された。いずれも、被告の本件報道による影響であり、本件放送が単に「疑惑存在」の摘示をただけでなく、「疑惑の真偽」について、より踏み込んだ内容となっているためである。事実、本件放送の約

半年前に、週刊文春に「フィリピン人の骨が千鳥ヶ淵に埋められる!？」と題して「？」マーク付きで疑いを摘示した記事(甲9、乙11)が出された際には、厚生労働省は、なんら中止等の措置を取っていない。

つまりは、「疑惑の遺骨を迫え-遺骨収集事業の闇-」と題して放送された本件番組の内容に、上記「文春記事」以上の断定的な要素が有ったことは、確実である。しかも、被告自身も、厚生労働省の収集事業の一時中断、真偽の調査、納骨の保留等は「遺骨収集活動の適正さについて強い疑いが生じていることを示すものである(第2-7)」と述べているように、本件放送が視聴者に、遺骨の混入について「強い疑い」を持たせる内容で有ったことを認めている。

以上(1)～(3)の通り、放送された「事実」からも、一般視聴者を基準とした番組の「総合的な内容の判断」からも、視聴者の興味や、本件放送の社会的影響の観点からも、本件番組で総合的に摘示された事実は「疑惑が事実である」という断定であり、つまりは「フィリピンにおいて原告が行う戦没者遺骨収集事業では、大量にフィリピン人の遺骨が旧日本兵のものとして送還されている。」(と視聴者が受け取る)というものであることは、明白であり、既に本訴において何度も裏づけされている。

3 被告書面「第2」(真実性の証明)について

被告の真実性の証明はこれまでのものと大差なく、単に持論の蒸し返し、或いは、更なる独自論の展開に過ぎず、取材不足、及び、事実誤認による製作者の強い思い込みの追認であり、客観性が殆ど見られない。

特に、被告証拠「まにら新聞」は、新聞という名前を付けただけの自称新聞である。その内容は、共同通信の記事と、飲食店やカラオケ、マッサージなどの広告が中心であり、実売部数も数千程の現地日本人社会のいわゆる「ミニコミ誌」に過ぎない。一部、独自取材の記事も掲載してはいるが、訴外亀井氏らの特集記事(甲12-1～4)が4日間に渡り大きく一面を飾る等、内容の指向性が非常に強いものである。これらを被告は「現地メディアの報道」とし信用性の高いものと考えているようであるが、被告の取材判断力、良識が大いに疑われる。

そもそも、被告の主張するところの「疑惑存在の摘示事実」には、フィリピン人遺骨混入の規模や度合（果たして混入量はどの程度なのか）に関する説明が無く、時に「大量」であったり、時に「可能性が排除できない程度」であったり、また、疑惑そのものについても、時々によって「強い疑いが生じる」ものであったり、単に「混入の恐れがある」というものであったりと、全く一貫性が無い。

被告自身が「疑いが有る」という言葉を便利遣いしているだけで、疑惑問題のアウトラインを正しく理解せず、時に風評程度のものも真実性の証明に使用している点につき、本件報道の社会的影響力の大きさからも全く話にならない。

いずれにしても、本件番組の摘示事実は「原告がフィリピンで収集した遺骨の中にフィリピン人遺骨が大量に混入している」（或いは、大量混入が非常に濃厚である）であるということは、明白であるので、被告主張はいずれも当を得ていない。

以下、被告の誤認部分に関し、誤りを正しておく。

(1) 原告が「遺骨混入を容認する」と言った事実は無い。

原告倉田が、被告はもとより、被告の提示している何れのメディアに対しても「遺骨の混入を容認する」と発言した事実は、ひとつも無い。

「可能性が0%でないこと」を認めていること、及び「原告への批判について確信犯」だと発言したことは、遺骨混入を「容認している」こととは、言葉の意味の違いもさることながら、そもそも論点が全く異なるものである。

被告は、自らの言葉のすり替えに対して安易にその妥当性を強弁しているが、原告発言の意図を無視（或いは、自らの視点に拘るあまり、発言の意味を曲解）しているだけでなく、大前提である日本の遺骨収集事業の実情を正しく理解出来ていない点につき、そもそも、本件番組を放送するに足る取材力があつたのかどうか、また、放送内容の真偽に対して検証能力があるのかどうか、非常に疑わしいといわざるを得ない。

- ① 「混入の可能性が0%でない」という事実は、フィリピンに限らず、「蓋然性の鑑定」しか行ってこなかった、過去大半の日本の遺骨収集活動において排除できない事象である。
- ② 「混入の可能性を0%にすること」のみに捉われると、フィリピンに限らず、（国籍判定が出来ない現状の日本の遺骨収集活動においては）旧日本兵の

遺骨収集そのもの出来ない。

- ③ 原告は、上記事実①、②を公表し、事実を認めた上で両立させる（可能な限り混入を避けながら、38 万人も及ぶ未帰還の旧日本兵の御遺骨に早期に一体でも多く御帰還いただく）方向で活動を行なっている。

原告は、今まで無視、黙認されてきた①及び②の事実を公けにしたのであるが、公表の有無によって、原告が遺骨収集に関与する以前と以後との日本の遺骨収集の方向性や、旧日本兵であることの精度に、特段の違いは無い。

被告が、誤解する（或いは、故意に捻じ曲げる）ような「日本兵の遺骨を返すためなら、フィリピン人の遺骨がある程度混じっても仕方が無い」というような非常に安易な発想とは、根本的に姿勢が違っているのである。

一方、被告が強く主張するような「国籍が断定できないのであれば、持ち帰らない。（つまりは、旧日本兵の遺骨収集そのものを行わない）」という意見も訴外亀井氏のように、ごく一部の国民には存在しているかも知れないが、それならば、過去数十年に渡る日本の遺骨収集全体の問題であり、原告の関わりや容認の有無とは、全く別の問題である。

被告は「遺骨混入の可能性を認識しながら遺骨収集を続けていたから、混入を容認していると表現してもおかしくない」と主張するが、それ自体が、被告認識の誤りであり、取材者として、かつ、番組の検証者として、その能力を根底から疑わざるを得ない主張である。

つまりは、遺骨混入の可能性を認識しながら遺骨収集を続けていたのは、原告に限った話では無く、以前から存在する事実（かつ、その上で、混入の可能性を出来るだけ排除するべく、先人たち同様に原告も努力を続けているもの）であり、単に、遺骨を返すためなら混入を許す「容認している」という表現とは、日本の遺骨収集においては、その意味が根本的に違うものである。被告がその違いを全く認識できていない点につき、報道担当者として非常に由々しき事態である。

同様に、被告が「原告が産経新聞のインタビューにおいて、一般論を話すのは認められない」という点においても、被告の視野、視点の狭さを露呈しているに過ぎない。

よって、被告が「原告が容認している」と主張していることそのものが、取材ミス、或いは、故意のすり替えであり、摘示事実の真実性の証明には、適さない

ものである。単に「混入の可能性を排除できないから」というのでは、取材者としてあまりにお粗末な理由であり、ただ憶測の域を出ていない。

(2) 「宣誓供述書」の評価について

被告の主張する「遺骨発見者以外の者が、遺骨の発見場所・状況や日本人の遺骨であると考えられる理由を遺骨発見者に確認することなく宣誓供述書を勝手に作成している」という事実認識が間違いであることが、被取材者の証言や宣誓供述書に複数の署名があること（甲2、3、乙4）からも、既にはっきりしている。同様に、被告の主張する「遺骨鑑定者の鑑定根拠が宣誓供述書のみである」という事実認識も明らかに間違いであることは、既に、原告主張により「併せて人種・年齢・性別等の個体数識別や遺留品の有無の確認等が行われていること」が証明されている。

いずれについても、今般、被告からの有効な反論は無く自論の追認のみで、その主張に意味が無い。また、被告の論ずるところの「宣誓供述書の記載内容の有り方」の主張も、依然、遺骨収集の現場を無視した机上論であり、独自論の押し付けに過ぎない。

また、日比ガイドラインの順守を疑う被告証拠（乙19）は、現地ミニコミ誌の記事であり記載内容に客観性や信ぴょう性が無く、事実と異なるものである。既に日本に持ち帰られた御遺骨は、フィリピン政府が、旧日本兵のものであることを「証明」済み（甲1）であり、万一にでも違法性が確認される類のものにフィリピン政府が証明書を発行しないことは、わざわざ言及するまでもない。

更に、何らかの改善点が有った場合、修正を行うのは至極当前のことであり、日比政府や原告の真摯な収集姿勢の表れでありこそすれ、被告の主張に見られるような「改善点が有るから杜撰であることを認めた」等の暴論は、非論理的で、説得性がない。

よって、いずれの被告の主張も、反論に値しない程度の被告自己正当化のための独善である。

(3) 遺骨鑑定について

フィルメ氏が「国籍の鑑定」ではなく、「蓋然性の鑑定」を行っていることは、既に何度も原告が主張している通りの事実であり、遺骨鑑定の現場を見たこと

のない被告が、想像で勝手に決めつけられる事象では無い。

本件放送におけるフィルム氏へのインタビューシーンの同氏の真意も、既に原告主張により説明済みであり、被告が「蓋然性の鑑定すら行っていない」と述べる根拠が無く、今までの口頭弁論のやりとりを無にする寝言のような主張である。

そもそも、国籍鑑定のみこだわっている被告の視点が、過去数十年に渡る日本の遺骨収集事業の歴史や環境にそぐわないものであり、非常に偏っていると言わざるを得ない。

(4) ミンドロ島の収集数について

あらためて原告が入手した、米国立公文書館に残されている米軍の「機密文書」(甲 12)によると、1945年8月13日までの期間で当時の米陸軍が把握している戦死者数は、ミンドロ島だけで706名殺害、周辺の島々を併せると1468名殺害との記録があり、被告が根拠とする書物の記録(1944年12月-1945年2月の日本軍部隊数を参考)とは大きく違っている。よって、被告の主張は何ら意味を為さない。

更に、フィリピン戦域における戦没者は、米軍との戦闘によるものに限らず、終戦後も現地住民らの残留日本兵の掃討作戦や、病死・餓死、自決死等もあり、周辺海域の沈船からの上陸者(ミンドロ島周辺海域では、「武蔵」をはじめ戦艦クラスの沈船も数多くある)を加味すると、平成21年度の遺骨収集数1366体という数字に特段の問題は無い。

尚、オリエンタルミンドロ州での遺骨盗難事件の犯人は、本件放送でも明らかな通り、既に逮捕されており、原告とは何ら関係の無い人物である。

(5) 遺骨盗難事件等について

被告がフィリピン国内で多数発生していると主張する事例は、ワンワン村とオリエンタルミンドロ州の2例であり、そもそも国内各地で多数発生しているものではない。

既に被告の反論の無い事実として、ワンワン村では、原告は未だ遺骨収集事業を行っていない。また、オリエンタルミンドロ州での盗骨事件の犯人は逮捕され、盗難遺骨もフィリピン国内に存在しており、日本に送還されていない。

加えて、オリエンタルミンドロ州で盗難事件が騒がれ始めたのは、平成 22 年 6 月末以降のことであり、原告が既に遺骨収集を終えた後である。それまでには、被害届すら出されていない。よって、上記 2 例の盗難事件と原告とは、無関係である。

原告の活動が現地で有名になった故に、誘発された事件とも言えなくは無いのかもしれないが、百歩譲って仮にそうであったとしても根本的に原告活動における遺骨混入問題とは無関係である。フィリピンにおいて遺骨収集を行っている団体や個人は、訴外亀井氏らも含め、違法なものも含めて大小様々に存在しており、そもそも「遺骨を探す日本人グループ」だから即ち原告だと決めつけるのは、非常に早計である。

一方、遺骨の盗難事件を原告と関連付けて騒いでいるのは、まにら新聞、先住民族協議会 (NICP)、イフガオ州の一部住民であり、被告を含めて、いずれも訴外亀井氏の意見と同調、或いは、行動を共にしている団体であり、被告の主張に客観性が担保されていない。そればかりか、本件放送の「目的の公共性」が、非常に危ぶまれる事実である。

また、フィリピン国立博物館の文書 (乙 21) は、バカニ弁護士からの報告を受けて日本大使館へ報告する旨の内容であり、被告の主張するような「原告の遺骨収集を問題視している」旨の記載は無い。併せて、ワンワン村バランガイ当局から日本大使館宛の手紙 (乙 10) についても、「手紙に署名が有るから評議会を経ているのは明白である」と独自の見解を述べつつ、逆に原告の反証 (甲 7) については、法律宣誓供述書 (弁護士同席の元、評議員が署名しているもの) であるにもかかわらず「信用性が無い」と平然と述べるなど、被告の論に一貫性が無い。被告は自らを過信するあまり、全てが自己都合にしか見えなくなっているようである。同様に、今般被告が根拠と主張する証拠 (書簡や記事) と、被告主張上の表示文には、無理に原告の関与を断定的に記載している部分や微妙にデフォルメされた表記の部分が多く、いずれも被告の拡大解釈に過ぎない。

(6) 各メディア報道について

日本のテレビ・新聞の報道において、一社が大々的に報道すると、他社も追隨して同様の報道をすることは、ごく普通に見られることであり、特に珍しい

ことでは無い。よって、同様の報道があることが、被告摘示事実の真実性の証明を補完することにはならない。

逆に、最も注目すべきは、被告報道と他社との大きな違いである「実名報道の有無」である。被告証拠の読売新聞、朝日新聞ともに、原告名を一切出していない。

通常、日本のメディアが相手を名指し報道するのは、明白な事実に限られ、特に新聞社においては、「疑惑報道」の際は実名報道を行わないことが多い。一方テレビ局においては、稀に極めて真実性が高い場合にのみ、その後の真実報道を見越して、敢えて名指し報道することはあるようであるが、少なからず真実でない場合もあり、後から「訂正・謝罪放送」をしていることも周知の通りである。

以上から判断すると、読売新聞、朝日新聞は、文字通り「疑惑報道」であり、被告本件放送は、単なる疑惑の範疇を超え「真実性を確信した報道」ということになる。このことから、被告の「本件番組は単に疑惑を報道したもの」という主張は、明確に否定される。

尚、各新聞社が「遺骨混入問題」に対して、原告を名指し報道していないのは、そもそも遺骨収集事業の主体は日本政府であり、フィリピンにおける遺骨収集事業において遺骨が旧日本兵のものであることの承認は、日比両国政府がしているということを正しく理解しているからであろうし、かつ、原告への事業委託の範囲についても、いわゆる「丸投げ」「全面委託」では無いことを知っているからであろう。つまりは、「遺骨混入疑惑」の責任対象が原告ではなく「日比両政府」であるからして、特に原告を名指し報道する必要性が、元々無いのである。この点につき、被告は二重の過ちを犯している。

他方、疑惑報道の常として、公共報道の中立性を担保（放送法第3条の2）するためにも対立する意見を多方面からの視点で公表すべきものであるが、この点につき、各新聞社は、週刊文春（大衆紙）や INQUIRER（AFP 通信）記事をも含め、原告の主張を一部とはいえ、その発言の意図通りに記載している。

しかし、被告は「反対取材」と称しながら原告の主張を正しく報道しなかったばかりか、取材内容を自己主張に合致するように巧みに編集操作を加えて放送しており、その取材記事がほとんどワンサイドで構成されている（対立意見を取材掲載しない）「まにら新聞」と同程度と言わざるを得ない。一部遺族（訴

外亀井氏ら)の主張を多分に反映させた本件放送は、偏向報道と言う以外言い様がない。そもそも反対取材とは、取材先の意向を正しく報道することにより成立するものであり、被告による原告及び厚生労働省への取材は、この点において反対取材ですらない。被告は三度の過ちを重ねている。

(7) その他の事項

被告の述べる「専門家も疑いを指摘」については、既に原告書面にて説明済みの通り、訴外橋本教授が、日本政府の遺骨収集団が女性と老人の遺骨をも持ち帰っていることを知らされていなかっただけであり、件の遺骨もフィリピン政府の証明書とともに、無事に日本に帰還している。

また、被告は、「厚生労働省が、フィリピン人遺骨混入について検証・調査を行っていること」また「調査中の為、収集事業自体を一時中断していることや既に収集された御遺骨が未だ千鳥ヶ淵戦没者墓苑に納骨されていないこと」を以て、「原告の遺骨収集活動の適正さへの強い疑いが生じている」と述べるが、それは本末転倒も甚だしく、結果を原因の理由にする被告特有のこじ付け論である。本来、被告が本件放送で「単なる疑いの域を超えて視聴者（国民）に、盗難遺骨の大量混入を誤認させる放送」を行ったが故に、その影響力の大きさから厚生労働省は、自らの事業の一時中止をしてでも調査・検証、及び、納骨の見合わせ等を余儀なくされたものであって、問題を生じさせたのは被告である。厚生労働省が行っているのは、遺骨収集事業への疑惑の真偽を確かめるための調査・検証であって、原告活動への疑いが強いからでは無い。

事実、フィリピン以外の地域では、現在も、厚生労働省は原告からの情報を元に共同で遺骨収集活動を行っており、実際、サイパンでは、今年5月の原告からの情報提供により、同6月には厚生労働省と原告との共同調査で旧日本兵の集団埋葬地を確認しており、更に8月末からは、同集団埋葬地の遺骨収容を共同で行う予定である。従って、厚生労働省は、原告活動に対して疑いを持っているわけでは無い。

よって、いずれも、被告の主張は論を為していない。

以上(1)～(7)のいずれにおいても被告認識には大きな誤りが有り、各項目の「遺骨混入の疑い」についても、被告の思い込みや推論の域を出ておらず、本

件放送「摘示事実」の真実性の証明は、少しも成立していない。

第2 原告の主張

1. 大前提の被告誤認と、争いの無い明らかな名誉毀損の事実。

被告は、「フィリピンにおける日本の戦没者遺骨収集事業」の重要な部分において、本件番組においても、本訴においても、明らかな事実誤認をしており、この点について、被告の不法行為は既に確定している。

フィリピンにおける日本の戦没者遺骨収集事業の重要な部分は、次の通りである。

- ① 原告が委託を受けた事業は、「海外未送還遺骨情報収集事業（フィリピン）」であり、遺骨収集事業の主体は、日本政府である。
- ② 同じく、原告への委託事業は、「収集事業の丸投げ」「全面委託」ではなく、遺骨鑑定、焼骨式、日本への持ち帰り等、最終的な収集事業の主要部分は、全て、日本政府（厚生労働省）が執り行っている。
- ③ 収集された遺骨が、旧日本兵のものと認められるかどうかの判断（蓋然性の鑑定）、証明、及び、国外への持ち出し許可は、従来から、フィリピン政府が行っている。
- ④ 同様に、「宣誓供述書」方式を提案したのはフィリピン国立博物館であり、厚生労働省が実施を開始したのは、平成20年11月（原告が事業委託を受ける以前）からである。
- ⑤ 同様に、フィリピン国立博物館から派遣されているフィルメ氏が、遺骨の判断（蓋然性鑑定、個体数識別等）を主に行うようになったのも、原告が事業委託を受ける以前（平成20年11月）からである。
- ⑥ 海外未送還遺骨情報収集事業（企画公募）において「フィリピン人を雇用し、通年で遺骨情報収集活動を続ける」という新方式を提案したのは原告であるが、複数の公募企画の中から最終的に原告案を採用し委託を決定したのは、

日本政府（厚生労働省）である。

以上①～⑥の通り、フィリピンにおける日本の戦没者遺骨収集事業の主体は、明確に「日本政府」であり、かつ、「収集された遺骨が旧日本兵であることの鑑定と承認」は、原告が委託を受ける以前から引き続き、日比両政府が行っているものであるから、元来、原告がその責任を負う立場には無い。

原告の受託事業は、現地で遺骨の情報収集を行い、得られた情報を元に予め日比両政府により合意決定された書類（宣誓供述書）とともに遺骨を収集する作業を行っているものであり、遺骨の判断（蓋然性の鑑定）等には原告は一切関与しておらず、そもそもその権限を有しない。

従って、本件放送の総合的な摘示事実が「遺骨大量混入の事実」或いは被告の主張する「疑いが有る」のいずれであったにしても、その責任は日本政府が負うものであり、原告では無い。にもかかわらず、本件番組において、被告が「原告の行う遺骨収集事業」「全面委託」「丸投げ」等、「杜撰な遺骨収集の実態」及び「遺骨大量混入の疑惑（及び事実）」の間違った責任対象として、原告を名指しで報道したことは、明らかな虚偽、誤認報道であり、結果、原告の名誉を著しく毀損したことは紛れもない事実である。

この点につき被告の事実誤認は甚だしく、本訴における被告の主張においても未だ間違っただけであるので、被告に反論の余地は全く無い。

よって、本件放送の非常に重要な部分「疑惑の対象」において、被告が虚偽（真実でない事実）を摘示したことは明白である。

尚、⑦ 遺骨情報収集事業の民間委託は、平成 18 年度（原告が受託する 3 年前）から行われており、原告が唯一初めてでは無い。また、⑧ 同企画公募は、毎年新たに行われており、厳密には 2 年目の原告への委託予算が倍増したのではなく、倍増設定されていた委託事業の企画公募に新たに原告が応募し採用されたもので有る。

これら⑦、⑧は、直接的に原告への名誉毀損に繋がるものではないので、原告は敢えて摘示事実の項目に掲げていないが、微妙な言い回しの違い（被告の誤報）によって、視聴者に与える印象が大きく変わるものであるため、遺骨収集事業に関する前提事項として、念のため追加付記しておく。

2. 各摘示事実は、それぞれ真実では無く、被告の不法行為は明らかである。

上記1の通り、そもそも被告は、フィリピンにおける日本の遺骨収集事業の大前提の認識をいくつも取り違えているのであるから、その誤った認識の上で行われた取材や報道が正しいはずも無く、上述（第1、1、(2)）の各摘示事実は、全て真実性を有していない。これは責任追及されるべき対象を取り違えていることから明らかである。

加えて、摘示事実01～06は、今般、被告の反論も無く、原告証拠や主張により既に真実でないことが明白である。アバタン村民男性、アバタン村長、及び、原告へのインタビューシーンの内容は、被告の編集により、被取材者の意図を捻じ曲げた、真実と異なる内容であり、また、原告新方式の紹介は、被告の誤認（或いは故意）による虚偽の内容であり、フィルメ氏の遺骨鑑定についても、事実誤認（或いは取材不足）による誤報である。

更に、摘示事実07～09、及び、総合の摘示事実についても同様に、原告証拠や主張により真実でないことが明らかであるとともに、上述（第1-3）の通り、今般の被告反論においても真実性の証明が成立していない。

よって、被告の不法行為は明らかである。

3. 盗難遺骨と無関係であることの証明。

上述（第1-3 (5)）の通り、原告は、ワンワン村では遺骨収集を未だ開始しておらず、また、オリエンタルミンドロ州の盗難騒ぎ以降、原告は同地区で遺骨収集をしていない。

原告は、オリエンタルミンドロ州の盗難事件の報告を受けて、念のため、平成21年度に同地区で収集された遺骨（1366体）の真偽について、平成22年9月に改めて、各収集地域の行政長から収集遺骨に関する「証明書」を発行してもらった。（甲13-1～9）これらは遺骨収集時の「宣誓供述書」とは別に、各行政区長に盗難遺骨の混入について再調査を依頼し回答を得たものであり、各バランガイに

において改めて旧日本兵の遺骨であること（盗難遺骨との関連性が無いこと）を現地の各行政区長が証明している。

尚、これらの事実及び証明書は、本件放送前の被告の原告インタビューの際に明確に被告に伝えたものであるが、被告主張と合致しないものとして、頑なに受け入れられなかった。（乙2、14-16頁）

4. 被告の主張から見えて来るもの

被告は、今般、原告が提示する摘示事実を無視して独自の展開を始めているが、そもそも法解釈を自分都合に歪めているばかりか、主張内容も独自論の蒸し返しに終始している点が多く、また、信用性の無い証拠を多数提出している点につき、いずれも被告の主張に妥当性が無い。

加えて、被告は、本件番組の放送内容では明らかにされていない事象や、番組内容とは関係の無い事象から、摘示事実の真実性を証明しようとしている点につき、論点が本件放送内容から明らかにずれ始めており、苦し紛れの自己正当化に過ぎない部分が目立ってきている。特に「宣誓供述書」が杜撰かどうかについては、その傾向が顕著であり、本件番組では「アバタン村長が、事実を発見者に確認することなく、宣誓供述書を一人で勝手に書いている」ことを杜撰の根拠としていたにもかかわらず、本訴においては「宣誓供述書」に記載すべき内容についての被告独自基準に照らし合わせて杜撰だとしている点、明らかに論点のすり替えである。

尚、アバタン村長が一人で書いているのでは無いことは、既に証明済みである（甲3、乙4）し、また、宣誓供述書の記載すべき内容の是非に関しては、そもそも宣誓供述書を採用している日比両政府の問題であり、原告活動の問題では無い。

加えて、被告は、未だに日本の遺骨収集事業の大前提を正しく理解していない状況からも、被告の主張に説得性は無く、被告が態度を改めない限りこれ以上の弁論は、時間の無駄である。むろん、被告が正しい事実を正面から受け止めれば、数々の事実誤認は明らかであり、即刻「訂正・謝罪放送」が必要なことは言うまでもない。

更に、被告が本件番組の総合的な摘示事実は「疑いの存在」で有ると偏執していることから、被告には、遺骨混入疑惑に関して「推察」以上の確信的証拠が無いことが伺えるが、本件番組が、視聴者にとって結果的に「疑惑の真偽」に踏み込んだ「事実として断定的な内容」になっていることは、上述（第1-2）の通りであるから、この点においても、被告の不法行為は決定的である。

以下、その他、これまでの被告主張から明らかになった事実を掲げる。

(1) 被告は、原告の活動現場を一度も取材していない。(基本取材の欠如)

被告が、実際の原告の活動現場を取材せずして、原告の遺骨収集事業の実態と称する番組を放送したことは、被告自身も認める争いの無い事実である。

そもそも被告が疑惑の対象としている「原告活動」の取材をせずして、その実態が見えるはずもなく、本件番組は、根本的に、明らかな矛盾と大きな欠陥を抱えている。

現に、原告倉田は、被告からのインタビュー依頼を受けるまでの打診段階で、既に原告の現場取材を要請していたにもかかわらず、被告担当ディレクターは時間がないという理由でこれを拒否している。結果的に、被告が強弁するところの「疑惑存在」を摘示するだけのもの以外に取材内容が無く、「追跡！」と題しながら、疑惑の真偽を決定づける証拠もなく、一部周辺事実を捉えるだけの取材しか出来ていない。加えて、一部遺族の主張を鵜呑みにし（或いは感化され）、対立する意見の一方の視点に固執した取材者は、遺骨収集事業の大前提の事実（事業主体）の確認取材をも怠り、極めて重大な事実を明らかに誤認するという、非常に大きなミスを引き起している。

にもかかわらず、30分の報道番組としての形や体裁を整えて、衝撃的な事実のみをデフォルメし、さも疑惑の真偽を検証するかのように装い、対立意見を両論併記せず一方の視点からのみ放送を行えば、それは既に報道では無く、単なる嫌がらせや誹謗中傷でしかない。被告は、本件放送が公共の利害に関するものであることや、公共性の重大さ、番組の影響力の大きさ等を知っていながら、堂々と、原告の信用失墜を狙った恣意的な番組を放送したのである。

数々の事実と異なる報道をした原因の一つは、疑惑を報道することにのみに捉われ、肝心の疑惑対象である遺骨収集現場を取材していないという、非常に

基礎的な番組制作の姿勢の欠落から有ることは、極めて明白である。

(2) 偏向報道、目的の公益性の欠如

今般の被告主張は、従来から事実上不可能な「遺骨の国籍鑑定」に強くこだわり「旧日本兵であることの確実性が無いなら、遺骨収集を行わないのは至当」という立場から論を展開する部分が多く見られ、被告が同観点から本件番組を放送したことが容易に想像される。

事実「遺骨収集を止めるべき」とは、訴外亀井氏ら一部遺族の主張であるが、本件番組では、初めに疑惑を投げかけるシーンに亀井氏が登場しており、しかも、被告のフィリピン取材時（イフガオ州ワンワン村）にも亀井氏が同席していたことは既に明らかである。加えて、本訴においても、被告証拠「ワンワン村評議会の書簡（乙 10）」には亀井氏の関与が見受けられ（甲 7）、同じく被告証拠の書簡（乙 8.9.22）を書いたバカニ弁護士の所属する先住民族協議会（NICP）は、遺骨盗難事件の抗議活動を亀井氏らとともにやっている。更に、「まにら新聞」（乙 15.19.23.26）で原告批判の私見コラム（甲 13）を堂々と掲載している岡昭セブ支局長、及び、「内山ディレクターの報告書」（乙 20）に登場する西村伸氏は、「週刊文書」の記事（乙 11）で、亀井氏とともに原告活動に異議を唱えている人物である。

実に、亀井氏関連の証拠が、被告証拠の 1/3 以上を占めている。（まにら新聞の記事数を加味すると正に半数以上にも及ぶ。）従って、本件放送は、一部遺族の思惑に基いた、非常に偏った視点からの恣意的な放送であると窺える

一方、実際の本件番組の構成においても、上述（第 1－2（2））の通り「フィリピン人盗難遺骨が大量に含まれている疑惑」を提示した後、数々の疑惑を裏付ける事象を摘示し、「杜撰な遺骨収集実態」との現地取材の結論付けや「疑惑は事実である」とのコメントを行い、反対取材という名目で（ほんの付け足しのよように）原告と厚生労働省のインタビューを紹介しながら更に疑惑を補完し、最終的にさしたる追跡結果のまとめも無く番組が終わっているという、視聴者に「遺骨混入の事実」だけが残るようなワンサイドの放送内容となっている。

被告の反対取材が成立せず、中立的に疑惑を検証出来ていないことは、実際に行われた反対取材と称する原告へのインタビュー取材が、9 月 29 日という正に放送（10 月 2 日）直前になってから行われ、その時点で原告がどのように説明

しようとも番組の骨子は変えようがなく、原告が2時間を越えるインタビューで答えた遺骨収集に関する大前提の話を全て無視して進行し、疑惑が事実であることを前提に非常に攻撃的に質疑が行われている(乙2)ことから明らかである。

従って、本件放送は、全く中立公正な構成になっていない。

一方、被告は答弁書で、本件番組を放送した目的について「国民に議論の材料を与えること」と述べているが、実際には遺骨収集の現場を取材せず、一部遺族の視点から、疑惑部分と称する裏付け取材のみを行って番組制作しており、しかも疑惑の責任対象を誤認したままの追及であるから、結果、国民に与えられたものは、作為的に事実を歪められた、間違った材料でしかないものである。

結果、フィリピンにおける遺骨収集事業は、本件放送以後11か月に渡り中断されたままであり、正に訴外亀井氏らの思惑に沿った状態となっている。

以上のことから、本件放送は、中立公正な報道とは言えず、被告が本件番組を報道した「目的の公益性」は、何ら担保されていない。

(3) 放送業者（製作者）として、視聴者の視点の欠如

被告は、「一般視聴者の通常の視聴の仕方」を基準として判断すると言いながら、その主張は、自らの意図する製作者側の論理を視聴者に押し付けているだけであって、その非常に強引な分析は、一般視聴者の感覚とは、明らかに相違していると言わざるを得ない。

本来、視聴者の視点とは、放送者が「自らがどのように表現しているか」では無く、番組全体の流れから「視聴者の心の動きがどのようになっているのか」を検証するものであるが、被告主張はいずれも部分的に自らの行為を追認するにとどまり、番組全体を通した視聴者の立場からは、何ら検証が行われていない。

加えて、被告が報道機関の責務と称する「疑惑の存在の摘示」についても、被告は「自身が疑惑存在の摘示をしたのだから、結果、本件番組は疑惑存在を摘示したものである」と主張するが、仮に「疑惑が存在する」という事実を20分以上にもわたり多数列挙すれば、通常一般の視聴者は、疑惑を事実で有るかのように錯覚するというのは自明であるが、それを被告は知らないとでも言うのであろうか。「疑いを並べ立てて、本当らしく見せる」のは一般大衆にとっても、非常に身近な説得手法の一つである。よって、あくまでも「疑惑の存在を

摘示した」という被告の主張は、不法行為を責任回避するための詭弁であり、製作者側の視点を単に視聴者に押し付けているものでしかない。

以上のことから、果たして被告に「一般視聴者の通常の視聴の仕方」を考察する能力が有るのかどうか、或いは、製作者の論理を一步引いた視点からチェックする機関が機能しているのかどうか、非常に疑わしいと言わざるを得ない。

(4) 被告の自浄能力の欠如

被告は、「本件番組の制作にあたって各方面に対して綿密な取材を行い、複数の取材先から取得した確実な情報に基づき本件番組を報道したのであり、本件番組において報道された事実はすべて真実である。」「本件番組に関して虚偽の内容や捏造した内容を放送したことはない。」と答弁書において言い切っている。が、単に文面上のお題目だったようで、その主張自体が虚偽となっている。

第一に、被告は、肝心の原告の遺骨収集現場を自己都合で取材していない。
第二に、既に、本件番組の重要な事象で複数の虚偽事実が明らかである。

そもそも、疑惑対象を名指しで放送するに際して、本当に相手はその責任を負うべき権限を持ち合わせているのかどうかを確認するという事は、報道の基本中の基本であろうし、疑惑を取材する以前の事柄であるはずである。同じく、疑惑を追跡検証する中で、実際の活動現場でも裏付け取材を行うことは、常識的に必要不可欠な調査事項であるはずである。万一、このような事も担保されないで報道番組が制作されているのだとすれば、情報を受ける事しか出来ない一般視聴者にとっては、詐欺以上に悪質であり、どこにその意図があるのか明確にしなければ、今後テレビ放送を見ることすら出来なくなってしまうのではないか。

また、疑惑の真偽に言及せずに単に「疑いが有る」ということのみ事実摘示を行えば、それは専ら誹謗中傷する番組になってしまうので、「疑惑の真偽」を報道するより、より綿密な取材とより中立公正な立場からの検証が必要となり、実際の放送においても「疑惑の真偽とは関係ない」旨を視聴者に明示しなければならない。

しかし、本件番組の担当者は、肝心の疑惑対象と決めつけた相手の確認を怠ったばかりか、現場やその背景を取材せずに、単に疑惑があると思ひこんだ部

分のみ局所的に取材しただけである。反対取材と称した原告や厚生労働省へのインタビューも、番組構成上の体裁を整えるために、疑惑を補完するコメントを取りに来ただけであり、疑惑そのものの背景などを取材したわけでは無い。

更に、本件番組は、公共の利害に関する事実に係るものであり、広く国民の間で議論されるべき正当な関心事、かつ、日比両国間の国際関係にも影響を与える事象であるから、報道機関として、通常の疑惑報道より以上の綿密な取材と、各方面に対する配慮が責務であるということは、被告も認知しているはずである。とすれば、上記報道担当者の数々の過ちを未然に防げなかった点につき、被告は、番組内容を事前に検証する体制を持ち合わせていないということになる。

加えて、本訴においても、被告は、原告が掲げる虚偽報道による名誉毀損の摘示事実を途中で無視し、自らの掲げる「番組の重要な部分」だけ言及しようとする態度、及び、その主張においても、真実を公正に見ようとせず自己正当化の理由探しのような強弁論の展開は、公共放送を担う報道機関としての自己検証機関や能力が無いか、或いは、機能していないようである。

実際に、今まで何度も原告は、厚生労働省からの受託事業が「丸投げ」でない事実を述べ、遺骨の鑑定や日本への持ち帰りを原告が行っていない旨の解説を行って来ても、被告は全て無視している。加えて、被告主張には「取材無き推論」や「独善的断定表現」が数多く見られるのも特徴的であり、訴訟上の抗弁は、「番組の重要な部分の真実性の証明をする」としながら、その他の摘示事実の違法性を不認知不問とさせ、また「疑惑存在を摘示」との詭弁も、真実性の証明をより容易にするが為の計略、巧妙な逃げ工作を行っている故とも推察される。

いずれも、公共放送を担うものとしての資質が大いに疑われる行為である。

5. まとめ

あらためて、被告は、その主張において、自らの取材結果や考えを追認するに留め、原告の求めるところの「真実性に関する調査」を誠実に行っているとは言

いがたく、本来の放送者に求められる、中立で自らの行動に責任を持って公共の福祉に貢献すべき、という観点からも、自律性を失っていると言わざるをえない。

戦後 66 年が経ち、戦中・戦直後の記憶が刻一刻と失われつつある中で、日本の未帰還兵御遺骨収集事業はここ数年が正念場であり、時期を逸すると今後日本の歴史的にも取り返しのつかないことになる、今、被告の不法行為により、帰れるはずの旧日本兵の御遺骨が未だフィリピンに残されたままであり、本訴中にも失われる情報は数知れない。

原告は、ひとえに、未だ海外に残されたままの旧日本兵の皆様の一刻も早い御帰還を願い、かつ、被告によって広く国民に与えられたフィリピンにおける遺骨収集事業への誤った情報を是正するためにも、直ちに、被告に「訂正放送」を強く求めるとともに、本訴においても早期に結審を求めるものである。

第 3 結論

上述の通り、被告が原告の社会的評価を著しく貶めた本件番組の各摘示事実は、目的の公益性が非常に乏しく、名誉毀損行為の違法性阻却事由の前提条件を満たしていないから、被告の不法行為は明らかである。

加えて、仮に目的の公益性が認められる場合にも、上述の通り、それぞれの摘示事実は真実性を有していないから、違法性阻却事由に該当せず、被告には、不法行為による損害賠償義務、及び、訂正・謝罪放送の義務が存在する。

よって、原告は、被告に対し、「民法」及び「放送法」に基づき、請求の趣旨記載のとおり「訂正放送」および「謝罪放送」、並びに HP 上の「訂正・謝罪文の掲載」を求める。

以上